

大阪広域水道企業団固定資産管理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年 4 月 1 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第20号

大阪広域水道企業団固定資産管理規程の一部を改正する規程

第1条 大阪広域水道企業団固定資産管理規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第2条 （略） （1）―（6） （略） （7）所管換え <u>同一事業（企業条例第3条第2項第1号イの水道事業を除く。）</u> <u>内での所属相互間における固定資産の異動をいう。</u> （8） （略） （実地照合） 第6条 事業管理部長は、<u>水道センターが所管する固定資産（土地を除く。次項において同じ。）以外のものについて、別に定める方法により、実地に調査し、固定資産台帳と照合しなければならない。</u> <u>2. 水道センター所長は、水道センターが所管する固定資産について、別に定める方法により、実地に調査し、固定資産台帳と照合しなければならない。</u> （費用の負担） 第28条 行政財産の使用の許可に当たり、申請者が負担すべき費用を企業団が支払う場合は、これに相当する額を<u>使用料とは別に徴収する。</u> （使用料の徴収方法） 第29条 <u>使用料及び前条に規定する申請者が負担すべき費用は、行政財産の使用の許可を受けた者から、使用開始の日前に、その全額を徴収する。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、使用開始の日以後にその全額又は一部を徴収することができる。</u> （還付） 第30条 <u>既納の使用料及び第28条に規定す</u>	（定義） 第2条 （略） （1）―（6） （略） （7）所管換え 所属相互間における固定資産の異動をいう。 （8） （略） （実地照合） 第6条 事業管理部長は、固定資産（土地を除く。）について<u>別に定める方法により、実地に調査し、固定資産台帳と照合しなければならない。</u> （費用の負担） 第28条 行政財産の使用の許可に当たり、申請者が負担すべき費用を企業団が支払う場合は、これに相当する額を<u>前3条の規定により算定した使用料の額に加算する。</u> （使用料の徴収方法） 第29条 <u>使用料は、行政財産の使用の許可を受けた者から、使用開始の日前に、その全額を徴収する。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、使用開始の日以後にその全額又は一部を徴収することができる。</u> （還付） 第30条 既納の使用料は、還付しない。た

る申請者が負担すべき費用は、還付しない。ただし、公用又は公共用に供するため行政財産の使用の許可を取り消したときその他企業長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(減免の基準)

第31条 使用料は、次に掲げるところによりこれを減額し、又は免除することができる。

(1)―(3) (略)

(貸付料の減額又は免除)

第43条 普通財産は、企業長が特に必要があると認めるときは、相手方の申請により、貸付料を減額又は免除して貸し付けることができる。

2 (略)

(除却)

第49条 (略)

2 (略)

3 事業管理部長は、前項の申請書により固定資産除却調書を作成し、企業長の決裁を受けて除却するものとする。

4―6 (略)

7 所属長は、除却物件中有姿の状態で管理するものを除く再使用不能なもののうち売却可能なものについては、売却の手続を執るものとする。

附 則

1―5 (略)

(泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴う経過措置)

6 平成31年4月1日前に泉南市公有財産規則(昭和59年泉南市規則第5号)、阪南市公有財産規則(平成15年阪南市規則第9号)、阪南市使用料の徴収に関する条例(昭和47年阪南市条例第43号)、豊能町行政財産使用料条例(昭和50年豊能町条例第25号)、豊能町財務規則(昭和55年豊能町規則第6号)、忠岡町公有財産規則(平成11年忠岡町規則第5号)、田尻町行政財産目的外使用規則(平成14年田尻町規則第6号)又は岬町財務規則(平成5年岬町規則第20号)の規定によりなされた行為のうち、水道事業に係るものは、この規程中にこれに相当する規

だし、公用又は公共用に供するため行政財産の使用の許可を取り消したとき、その他企業長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(減免の基準)

第31条 使用料は、次に掲げるところによりこれを減額し、又は免除することができる。ただし、第28条の規定により加算した額については、減額し、又は免除することはできない。

(1)―(3) (略)

(貸付料の減額及び免除)

第43条 普通財産は、企業長が特に必要があると認めるときは、相手方の申請により、貸付料を減額及び免除して貸し付けることができる。

2 (略)

(除却)

第49条 (略)

2 (略)

3 事業管理部長は、前項の申請書により固定資産除却調書を作成し、企業長の決裁を受けて除却するとともに所属長に通知するものとする。

4―6 (略)

7 固定資産管理主任は、除却物件中有姿の状態で管理するものを除く再使用不能なもののうち売却可能なものを不用品として整理し、所属長に報告しなければならない。

8 所属長は、前項の規定による報告を受けたときは、売却の契約手続を執るものとする。

附 則

1―5 (略)

定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。

- 7 泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町又は岬町で定める行政財産使用許可に関する様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規程で定める様式により作成した用紙として使用することができる。

別表（第4条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	(略)
経営管理部	総務課長	総務グループ長	(略)
事業管理部	管財課長	管財グループ長	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
水道センター			(略)
<u>泉南水道センター</u>	総務課長	所長	
四條畷水道センター	総務課長	所長	
<u>阪南水道センター</u>	総務課長	所長	
上記以外	所長	主査	

別表（第4条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	(略)
経営管理部	総務課長	庶務担当主査	(略)
事業管理部	管財担当課長補佐	管財担当主査	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
水道センター			(略)
四條畷水道センター	総務課長	庶務担当主査	
上記以外	所長	所長が指定する者	

第2条 大阪広域水道企業団固定資産管理規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第27条 建物及び使用期間が1月に満たない土地の使用その他の企業長が定める行政財産の使用に係る使用料は、前2条の使用料の額（第31条の規定により減額し、又は免除する場合にあっては、当該減額し、又は免除した後の額）に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。	第27条 建物及び使用期間が1月に満たない土地の使用その他の企業長が定める行政財産の使用に係る使用料は、前2条の使用料の額（第31条の規定により減額し、又は免除する場合にあっては、当該減額し、又は免除した後の額）に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の大阪広域水道企業団固定資産管理規程第27条の規定は、平成31年4月1日以降に行った行政財産の使用許可又は普通財産の貸付けに係る同年10月1日以降の使用料について適用し、同年3月31日以前に行った行政財産の使用許可又は普通財産の貸付けに係る同年10月1日以降の使用料については、なお従前の例による。